

障害児通所支援事業

児童発達支援 & 放課後等デイサービス

ビジネスオーナーのご提案



高齢者や障がい児童・障がい者の「在宅生活」を支える
複数業態を開発し、地域の大規模多機能モデルを実現

在宅最後の砦になる

在宅生活の支援を総合的に進める



未来の、街づくりそのものを支えていく

代表紹介



株式会社3eee

代表取締役 田中 紀雄

2010年8月

株式会社3eee(旧株式会社ヒューマンリンク設立)

2016年10月

一般社団法人 日本デイサービス協会理事就任

2018年6月

一般社団法人日本デイサービス協会副理事長就任

※東京都千代田区麴町4-1-4 西脇ビル4階

※大手介護フランチャイズ9社の代表が理事を務める

※<http://www.japandayservice.com/>

受賞歴

2013年3月

札幌市経済局主催の健康サービス産業事業ビジネスコンテストで優秀モデルを受賞

2015年9月

EYアントレプレナー・オブ・ザ・イヤー・ジャパン2015 特別賞を受賞

加盟企業情報

2年以内複数開設率 **24.6%**

3年以内複数開設率 **32.3%**



2年以内に24.6%、3年以内には32.3%の
フランチャイズオーナーが複数の事業所をリピート開設

加盟企業の5年後生存率 **97.6%** が証明する高い生存率

〈起業方法ごとの5年後生存率〉

一般起業	10%
フランチャイズビジネス	65%
当社グループ	97.6%

※フランチャイズ事業者の5年後生存率…日本フランチャイズチェーン協会調べ
※当社グループの5年後生存率…当社グループ実績より算出

加盟企業数

65社



企業にはなぜ新規事業が必要なのか①

もう一つ
会社の軸になる事業は
ないかな・・・

我々の業種のマーケットは
どんどん縮小傾向に
あるが・・・

異業種参入の場合
業種特性の理解に
時間がかかる

他業種への進出は
リスクが大きくて
怖い・・・

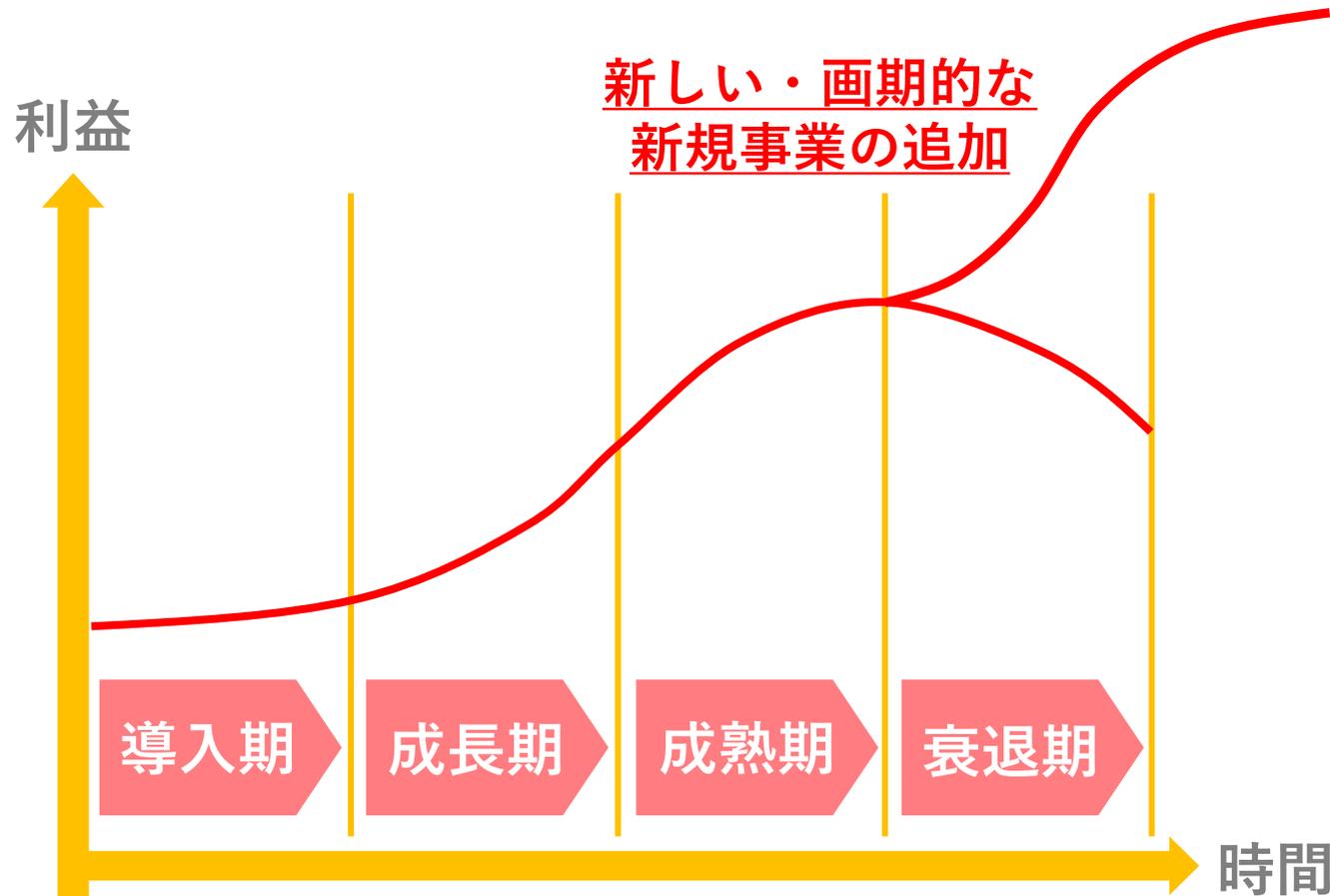
でも、安定した
収益基盤をつかって
いきたい・・・



企業が抱える悩み

企業にはなぜ新規事業が必要なのか②

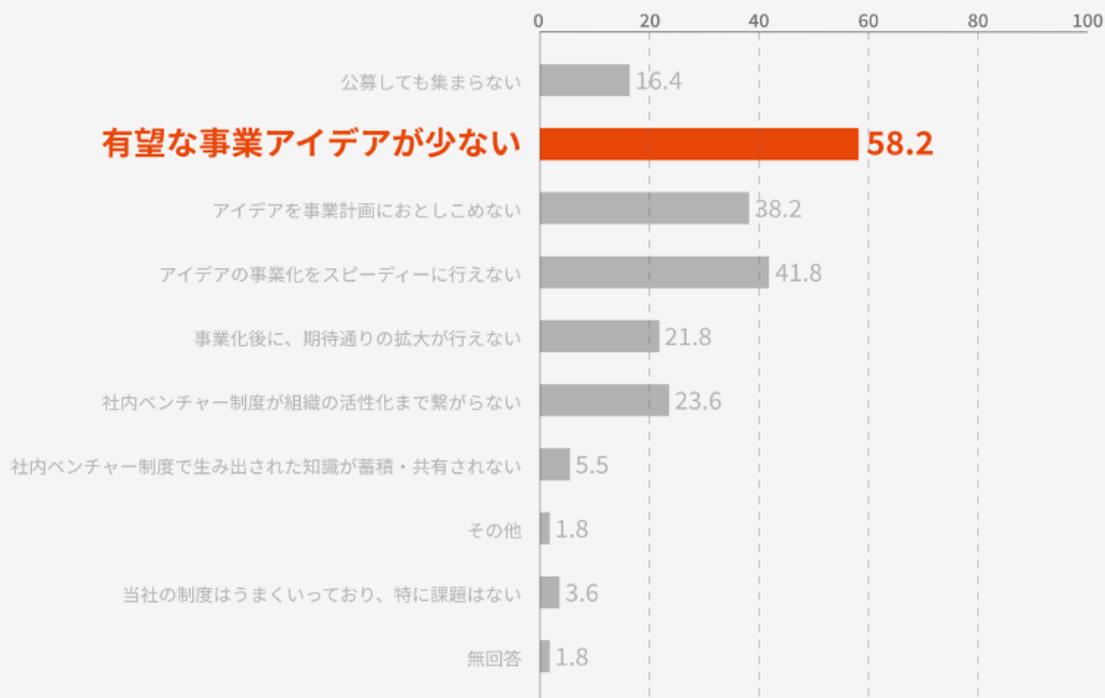
プロダクトライフサイクルを理解し、新規事業をスタートさせる



企業にはなぜ新規事業が必要なのか③

新規事業開発は【良いアイデアが出ない】不安との闘い

新規事業開発担当者の約6割が
 良いアイデアが出ない不安を抱えている



障害児通所支援とは

障害児通所支援事業

障害児通所支援は、児童福祉法に基づき、主に施設などへの通所によって、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです

障害児通所支援事業イメージ①



障害児通所支援事業イメージ②



障害児通所支援事業イメージ③



事業領域

障がいを抱えたお子様の将来を見据えた個別療育

障がいのある子ども本人の最善の利益の保証を基本理念とし、小規模な受け入れ体制で個別療育を基本としたサービスを展開。児童発達支援と放課後等デイサービスを2単位に分け、段階的に適切なサービスを受けられるように事業モデルを分散している。障がいのある子どもにとって、適切な療育を早期から受けることと併せて、家族の理解促進と支援を行うことは、児童の成人後の生活に大きな影響を及ぼす可能性が極めて高いことから、全国の事業所数とは別に、必要とされる地域への開設を推進しております。



サービスの種類

【障害児通所支援】

A：未就学児(0歳～6歳)を預かる児童発達支援

B：就学児童(7歳～18歳)を預かる放課後等デイサービス

C：医療型児童発達支援

D：保育所等訪問支援

対象：0歳～18歳までの障害をお持ちの児童

利用対象者

- ①身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害児を含む）。児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育が必要と認められた児童。手帳の有無は問わない。
- ②児童福祉法第6条2の2第4項において学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児。
※引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なう恐れがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能
- ③保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚労省令で定めるものに通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児。

サービス利用による利用者負担額

■ サービス費用の**1割**が利用者負担額となり、残りの**9割**を市などが負担

【利用者負担上限月額】 ※自己負担は所得に応じて負担上限が設定されており、それ以上の負担は生じない

- ・ 生活保護受給世帯は**0円**
- ・ 非課税世帯は**0円**
- ・ 障害児の課税世帯で世帯の市民税所得割が28万円未満※1は**4,600円**
- ・ 上記以外の課税世帯は**37,200円**

※1収入が概ね890万円以下の世帯が対象となる

【その他情報】

- ・ 小学校就学前の利用者が2人以上いて、第1子が保育園、幼稚園、認定こども園、障害児通所支援などに通っている場合、第2子の障害児通所支援の利用者負担額は半額、第3子以降は無償となります(**未就学児の多子軽減措置**)。
- ・ 満3歳になって初めての4月1日から3年間は、利用者負担上限月額に関わらず、利用者負担が無償となります(**就学前児童発達支援の無償化**)。

ニーズと提供するサービス ※放課後等デイサービスの場合

障害児・ご家族の悩み

- 社会性を育む機会の不足
- 同世代との交流を通じての成長機会の低下
- 家庭での負担増
- 安心・安全な遊び場の不足...
- 祖父母や周りに迷惑をかけたくない...
- 誰かのサポートがあれば一歩踏み出せるの...

事業者が提供するサービス

学校授業終了後又は休校日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等をおこなう。

具体的には・・・

- ① 自立した日常生活を営むために必要な訓練や運動
- ② 創作的活動、作業活動
- ③ 地域交流の機会の提供
- ④ 余暇の提供

学校と連携・協働によって支援を行う

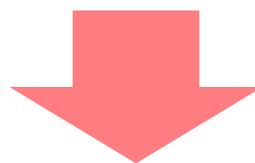
多くの障害に悩む児童生徒とその保護者に対する支援、**社会との掛橋**を担う事業。**認可事業**であり、登録制かつ地域のこどもたちによる**長期継続利用**が見込める。

障害児通所支援事業を開設する方法

- ① ご自身で調べながら時間をかけて開設を目指す
- ② 行政書士やコンサルなどに依頼をして開設を目指す



③ **実績のある本部**の支援を受けて開設を目指す



効率よく、確実に開設を目指すなら **③**!

障害児通所支援事業を理解するには

詳細を知りたい場合は、

【児童福祉法】事業者ハンドブックまたは**厚労省HP**をご確認ください

- ・ 人員基準
- ・ 設備基準
- ・ 運営基準



これらのルールは

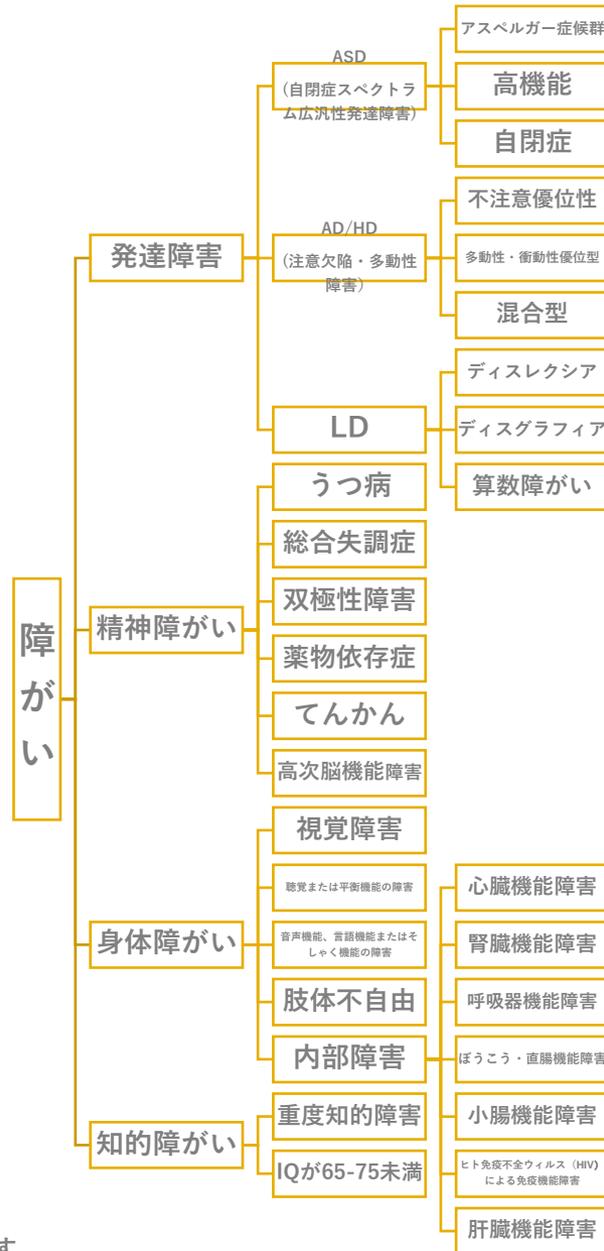
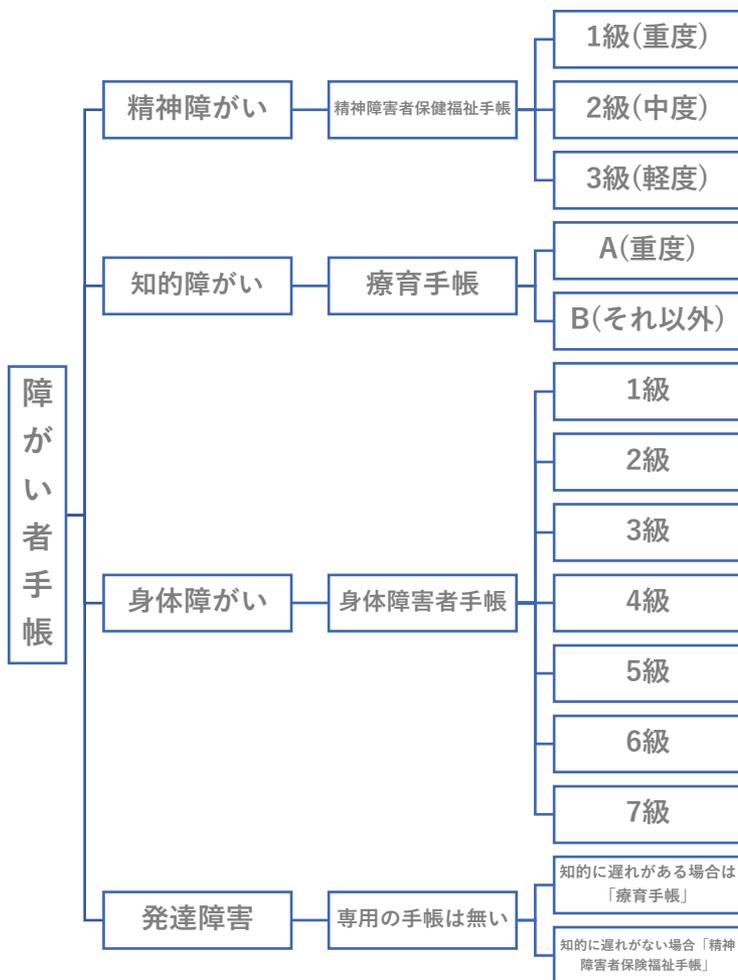
【児童福祉法】にて定められています

独自に法律の解釈を紐解くのは難しく、わかりにくい点が問題です



我々のノウハウや支援を受けることで
開設から運営までのベストプラクティスを得られます。
未経験でも安定した運営が可能！ ※自助努力は必要となります

障がいの種類



※障がいのカテゴリー分けについては様々な意見があります。上記は当社の見解です。

障害児通所支援の1日

※児童発達支援 & 放課後等デイサービスの場合

9 : 3 0	教室に到着(送迎)、健康状態の確認	1 4 : 0 0	教室に到着(送迎)・相談援助
9 : 5 5	健康状態の確認、水分補給 荷物の整理、個別面談	1 4 : 3 0	出欠・スケジュール確認
1 0 : 0 0	出欠確認、1日のスケジュール確認	1 5 : 0 0	おやつ・自由遊び
1 0 : 0 5	個別アセスメントに応じた自由遊び	1 5 : 3 0	個別プログラム
1 0 : 3 0	個別支援計画に基づいた課題遊び	1 6 : 0 0	集団レクリエーション
1 1 : 3 0	片付け、着替えなどの帰りの準備	1 6 : 4 5	そうじ・片付け、帰りの準備
1 2 : 0 0	帰りの会、個別に送迎	1 6 : 4 5	帰りの会、個別に送迎

- 発達に心配のあるお子さまや障がいを持ったお子さまが、できる限り身近な場所で支援を受けられるよう療育を行う専門性のある事業所
- 障がいのあるお子さまの学齢期における支援の充実のために創設

設備基準

指導訓練室（必須）

- ▶利用児童1人当たり、2.47㎡以上～3㎡が目安で、指定権者ごとに基準が異なります。

トイレ（必須）

- ▶肢体不自由児や重複障害児など車椅子の児童も利用することが想定される。介助するのに必要な広さを確保したトイレが必要となります。

駐車場（送迎をする場合は必須）

- ▶送迎を行った場合、送迎加算を算定することができますが必須ではありません。事業の特性上、送迎のニーズが高いため送迎車両・駐車場は確保しています。

静養室（任意）

- ▶体調不良時、パニック時の対応に備え、静養室は必要です。

事務室（任意）

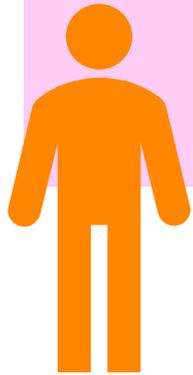
- ▶児童毎の個人記録や記帳類の保管庫も必要となります。

相談室（任意）

- ▶保護者や相談支援専門員が事業所に相談に来るケースがあります。こちらも設置が望ましいです。

職員配置例：定員10名の場合

【必要人員】



児童発達支援管理
責任者 兼 管理者

1人



児童指導員

2人

【プラス配置】



保育士

新規開設時に不要の場合あり
※各自治体に要確認



児童指導員

加配加算あり

障害児通所支援事業収支シミュレーション

直営事業所の例	A事業所	B事業所
売上 /月	3,404,693円	3,424,378円
稼働日 /月	26	26
契約人数 /月	68	58
延べ人数 /月	316	317
保険外売上 /月	31,564	31,720
営業利益	27.6%	26.3%

- 1日定員10名の利用者に対するサービスの提供のため正社員2名～3名で運営開始（変動あり）
 - 26日～30日稼働（月によって変動あり）、直営事業所参考値
 - 30～50坪程度のテナント物件で運営
 - 1事業所あたり年間売上 3,000万以上、年間利益1,000万円超可能
 - 夏休み等の長期休暇、祝日のサービス提供日数によって売り上げに変動
- ※参考例であり、確約された数値ではございません

開設の流れ

オンライン相談会

入会審査エントリー

基本合意締結

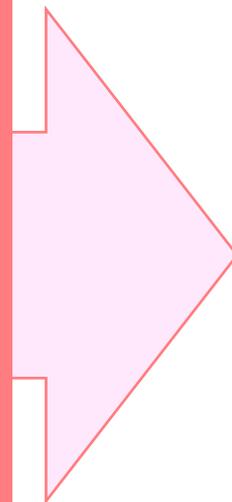
物件選定

人材採用・教育

フランチャイズ契約

初期研修参加

開設



初期投資目安

【開業費目安】

項目	金額	備考
フランチャイズ入会費	★ 3,000,000	開設エリアの確定後に本契約を締結いただきます
各種調査費	★ 500,000	基本合意契約を締結いただきます
消防設備・内装・備品等	5,000,000	物件によって変動があります
運転資金	7,000,000	開設時の求人費用も含みます
合計	15,500,000	※入会費・調査費以外は変動します

【物件取得費※50坪テナント目安】

項目	金額	備考
敷金（または保証金）	200,000	家賃1ヵ月分
礼金	200,000	家賃1ヵ月分
前家賃	200,000	
仲介手数料	200,000	家賃1ヵ月分
合計	800,000	※物件によって変動あり

【総合計】

項目	金額
開業費 + 物件取得費	16,300,000(税別)

★：株式会社3eeeにお支払い頂く項目

★ 月会費

月会費：15万円(税別)／月額
 契約期間：6年間/6年目以降は1年毎の自動更新

※上記はシミュレーションの金額となり初期費用総額を保証するものではありません

フランチャイズ加盟を希望される方は・・・

個別オンライン相談会にご参加ください

2021年8月1日より8社限定で募集中

株式会社3eee

 0120-838-700

 info@3eee.co.jp